

平成19年3月30日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会

分科会長 諏訪 康雄

「高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案要綱」について

平成19年3月30日付け厚生労働省発職高第0330001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

#### 記

標記については、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、労働者代表委員から、「70歳まで働ける企業」の普及・促進については、高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置が未だ定着しておらず経過措置期間でもあることから希望者全員に対する65歳までの雇用確保措置の実現を優先すべきこと、公的年金の支給開始年齢の引き上げに波及する懸念があること、65歳以降の雇用のあり方については国民的な議論が不足していること等から、70歳という年齢を明記するのではなく、高齢者が意欲と能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指すべきであるとの意見があった。